「町長への手紙」に寄せられた声

ご意見・ご提案をお待ちしています
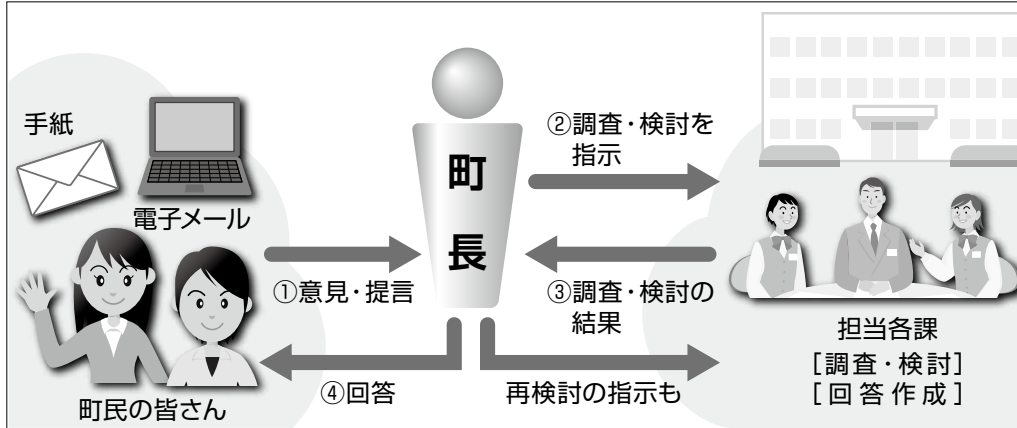
「町長への手紙」は、まちづくりを町民と協働で推進するため、町民の皆さんから町長あてに手紙やメールで寄せられた町政に関する提案・要望や意見を、よく検討し、町の施策や業務に反映させ、もっと住みよいまちを目指して行うものです。

いただいたご意見等は、町長が直接拝見し、担当課と調整・検討を行い、回答します。

問合せ…総務課庶務係【☎35－1234】

◇「町長への手紙」の流れ

◇ご意見等をお寄せいただく方法

郵便

「町長への手紙」の用紙と封筒は、町役場総合案内、各公民館、男女共同参画推進センター、図書館、町民体育館、コミュニティセンター、保健センター、老人福祉センター、ワープ上里などの町有施設に備えつけてあります。必要事項を記入の上、切手は貼らずにポストに投函してください。

インターネット

町ホームページのトップページから「町長への手紙」にアクセスし、フォームにしたがって入力し、送信してください。

平成23年度は68件のご意見等が寄せられました。

平成23年度「町長への手紙」の内訳

	手紙	電子メール	計
回答したもの	15	33	48
各課対応	2	2	4
匿名	1	3	4
その他	1	11	12
計	19	49	68

※その他は、回答を希望しないもの、内容がこの制度の趣旨にあわないもの等です。

回答の内訳

都市基盤	4	道路、公園、スマートＩＣなど
福祉・医療	2	保育、医療費、国保など
教育・文化	10	学校、体育施設、図書館、公民館など
まちづくり	14	防災無線、巡回バス、放射線測定など
生活環境	9	ごみ収集、犬のマナー、側溝清掃など
その他	9	職員対応、議会、水道料金など
計	48	

<回答について>

いただいたご意見については、できるだけ回答しますが、次の場合には原則として回答しません。

①氏名・住所が不明なもの
②特定の個人や団体等の誹謗・中傷及びプライバシーに関わるもの
③営利企業等の宣伝や思想・宗教に関わるもの
④「町長への手紙」の趣旨から外れた内容のものや、手紙の内容の意味や意図が不明なもの

<手紙の公開について>

お寄せいただいたご意見とその回答を公開することにより、町民の皆さんと様々な問題を共有できるようになります。公開は、主に町のホームページ（一部広報紙）で行います。

公開にあたっては、本人又は関係者等のプライバシーが侵害されることのないよう、住所・氏名や個人が特定される情報等は掲載しません。

なお、手紙の公開は、公開を希望する場合のみ掲載します。

スマートインターチェンジ（スマートＩＣ）の付属施設について（平成24年3月回答）

Q **上里スマートＩＣ計画で、商業施設も併せて拡充する予定はありますか。**

A 関越自動車道上里サービスエリアは、埼玉県の北の玄関口として1日2万人が利用する全国的にも利用率の高いサービスエリア施設であります。

本町では、この地域資源を活用した地域振興を図る目的で、上里サービスエリア周辺地区整備事業を計画いたしました。この事業計画では、上り線側に産業団地や農村活性化施設、下り線側に産業団地を設置するとともに、関越自動車道との連結接続方法としてスマートＩＣを整備するものです。

現在、土地造成事業の着手に向けまして、各種許認可手続きをはじめとした事務手続きを進めており、平成24年度の工事着手を目指しております。また、（仮称）上里スマートＩＣの設置実現に向けて実施計画書を策定し、連結許可申請への準備も併せて進めております。（※）

以上のように、すでに計画段階から実施段階へと移行しようとしております。本事業の実施により地域活性化はもとより、産業振興や雇用増大などの効果が期待されており、一日も早く所期の目的を達成できるよう取り組んでおります。

（総合政策課）

※（仮称）上里スマートＩＣは、平成24年4月に連結許可が下り、今後、平成27年12月の供用開始を目指して事業の推進が行われます。

防災無線の下校放送について（平成23年9月回答）

Q **下校放送のアナウンスが流れる事により、小学生の帰宅時間が特定されやすく、事件が起こりかねないと思います。**

A 下校放送によって下校時刻が特定されるとのお話をいただきましたが、子どもたちの下校時刻につきましては、各小学校、学年、曜日によってそれぞれ異なりますので、午後2時30分の放送時間はあくまでも目安となります。

6年前に下校放送を開始して以来、子どもたちに対する犯罪や声かけ事案も減少傾向にあるため、児童の父兄からも賛同をいただいております。

また、町内各地区のこども見守り隊のボランティア約６００名の方々が、この放送を目安にして通学路に立ち、子どもたちを見守っており、防犯と交通安全の両面について、子どもたちが安心して帰宅できております。

今後も、防犯対策のしっかりした町で良かったと思っていただけるようなまちづくりを行っていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

（総務課）

保育料について（平成23年9月回答）

Q **現在、共働きで３人の子どもを保育園に預けています。来年第一子が小学校に上がり、保育園に通うのは２人になるのですが、保育園料は今年より高くなります。第三子の保育園の期間は、保育料が無料になる市町村があると聞いています。**

A 保育料の算定は、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」に基づいて決定しております。

上里町では、同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育所等を利用している場合、当該児童の保育料について、2人目が半額、3人目が無料となっており、多くの市町村が就学前児童のみを該当として保育料の徴収を行っております。

○○様のお手紙にありました他の市町村では、自治体独自の取組みとして、第三子については上の兄弟が小学校に就学した場合でも保育料が無料となっているようです。

現在、町の財政状況は大変厳しい状況であり、国から制度の改正案が示されるまでは、現行の制度で運営をしていきたいと考えております。

（福祉こども課）

「町長への手紙」の回答は、町ホームページで公開しています。

住みよいまちづくりのために私たちができること
～私たちの身近な生活環境について考えてみましょう～

ごみ出しルールを守りましょう

◆ごみは決められた曜日・場所に出してください

◆ごみの分別にご協力ください

　不燃ごみの日に大量の缶やペットボトルが出されている現状があります。私たちが資源化できるものを分別することでごみは減り、資源を再利用できます。

◆指定のごみ袋をご利用ください

　袋に入りきらないごみは粗大ごみになりますので、リクエスト収集（月２回・有料）を利用するか、小山川クリーンセンターに直接搬入してください。

土地は適正に管理しましょう

　土地所有者等は、土地に雑草や樹木が繁茂した場合、適切な時期に刈り取る等して適正に管理をしましょう。また、生垣等の樹木の枝が道路等にはみ出し、通行の障害とならないように気をつけてください。

野焼きは禁止されています

　野焼きはその煙が周囲の迷惑になります。また、燃やすものによってはダイオキシン類等有害物質の発生原因になります。

※刈り取った枝は短く切って束ね、袋に入れて、可燃ごみの日に出すことができます。量が多い場合は、小山川クリーンセンターに直接搬入してください。

犬・猫のフンをかたづけましょう

　飼い犬・猫のフンは飼い主が必ず責任をもってかたづけましょう。

問合せ…町民環境課生活環境係【☎35－1221内線1301・1302】

農地の利用調査

　農業委員会では、町内のすべての農地が適正に利用されているかの調査を10月頃から行います。この調査により、適正に利用されておらず「遊休農地」とされた場合は、農地法により「改善計画を提出する」などの指導を行うこととなります。

問合せ…農業委員会事務局【☎35－1235】

農薬危害防止運動

　人手による害虫捕殺や除草により、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。やむを得ず農薬を散布するときは、周辺の方々に事前に周知するとともに、風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。

問合せ…産業振興課農政商工係【☎35－1232】

屋外広告物の設置には許可が必要

　私たちの周りには多くの屋外広告物が出ています。屋外広告物とは、ポスターや張り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔といった、

①屋外に設置されている
②誰もが見ることができる
③常時か一定期間継続して表示されている
　広告物のことです。

　これらの広告物は、単に店の宣伝をするだけでなく、町を活気づける役割も果たしています。

　しかし、無秩序に設置されると情報が分かりにくくなったり、美しい景観が損なわれたりします。また管理がきちんと行われないと、人に危害を与えることもあります。

　広告物を屋外に設置するには、町の許可を受けなければなりません。地域の景観を守るため、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ…まち整備課都市計画係【☎35－1227】

こむぎっち 誕生1周年イベント

「こむぎっち展」作品募集！

昨年、町制施行40周年を記念して11月3日に誕生した「こむぎっち」。このたび、誕生1周年を迎えることを記念して、皆さんから「こむぎっち」をテーマにした作品を募集します。

募集内容

「こむぎっち」をテーマにした作品

○「こむぎっち」を絵具・色鉛筆・クレヨンなどで描いた作品
○「こむぎっち」を布・木材・折り紙・粘土などで制作した作品
○その他、アイデア満載の作品をお待ちしています。

小中学生のみんなからの作品も大募集だよ！

応募方法

10月1日(月)までに総務課庶務係へ作品を持参してください。
※1人2作品まで応募できます。

その他

・応募者に"こむぎっちグッズ"プレゼント！
・**応募作品は11月に役場町民ホール等で展示します。**
※作品の審査は行いません。

こむぎっち をたくさん使ってね！

着ぐるみの貸出し

町のイメージの向上、産業の振興、コミュニティの増進につながるイベント等で使用できます。使用する際は、「着ぐるみ取扱説明書」をよく読んで、大切に扱ってください。
※営利目的で開催される行事や参加できる方が限られる行事には貸出しをお断わりする場合があります。

【着ぐるみ貸出しの流れ】

仮予約
使用日の3か月前から7日前まで予約を受付けます。貸出し状況を確認の上、仮予約をしてください。

使用申請
仮予約後、「申請書」を提出してください。申請書は、総務課庶務係又は町ホームページにあります。貸出しできる場合は「承認書」を交付します。

貸出し
着ぐるみの貸出しから返却までの運搬は、ご自身でお願いします。着ぐるみは大きいものですので、ワゴン車などの車両でお越しください。運搬の際は破損等しないよう十分注意してください。

返　却
使用後決められた日に、「使用状況報告書」と使用状況写真（データ可）と一緒に返却してください。

デザイン使用について

◆個人で楽しむ方

個人で「こむぎっち」のデザインをお楽しみいただく場合は、申請は不要です。使用するときは、デザインの改変、アレンジ等はしないで正しく使用してください。

また、使用の際は、次のいずれかを表記してください。

上里町マスコットキャラクター こむぎっち	上里町マスコットキャラクター こむぎっち	©上里町2011

◆仕事で使う方

仕事で使用される方は、事前の申請が必要となる場合があります。申請書は、総務課庶務係又は町ホームページにあります。

町ホームページにこむぎっち情報が満載！

町ホームページに「こむぎっち」のページがあります。イベントやグッズ情報が掲載されていますので、ご覧ください。

クリックしてね！

「広報かみさと」の表紙のデザインをパソコンの壁紙に使用できます！

季節の「こむぎっち」が大好評の「広報かみさと」の表紙は、パソコンの壁紙に使用できます。（町ホームページから壁紙データがダウンロードできます。）

問合せ…総務課庶務係【☎35－1234・Eメール soumu@town.kamisato.saitama.jp】